

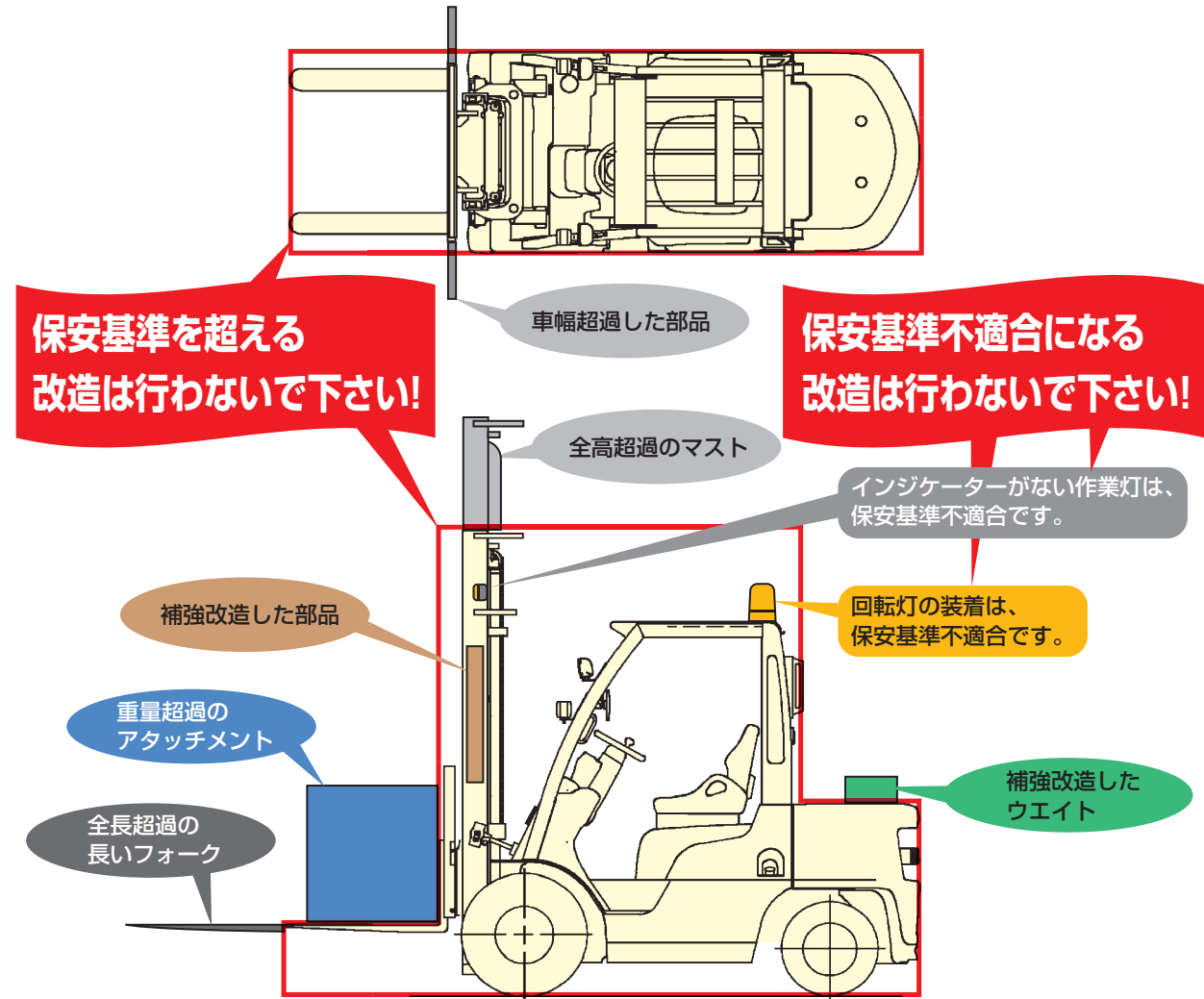
大型特殊自動車（フォークリフト）をご使用のお客様へ

公道を走行するフォークリフトの改造対応について

公道を走行するフォークリフト（大型特殊自動車）の改造は、道路運送車両法の保安基準により制限されてます。

- (1) 保安基準不適合になる改造は行わないで下さい。
- (2) 保安基準を超える改造は行わないで下さい。

なお、保安基準内の改造であっても新車登録時の自動車検査証記載事項（寸法、重量など）と異なる場合は所定の手続きが必要となります。



このような改造や取付はできません

- (1) 回転灯（点滅又は光度が増減する灯火）の取付けは違反です。
- (2) インジケーターなしの作業灯の取付けは違反です。
インジケーターがあっても前照灯及び後退灯と連動する作業灯は違反です。
- (3) 車体寸法が保安基準を超える改造は違反です。
 - 幅広のバックレスト等を取付けると車体寸法（車幅）が超過する。
 - 高マストを取付けると車体寸法（全高）が超過する。
 - 長いフォーク等を取付けると車体寸法が（全長）が超過する。
- (4) 車両総重量が保安基準を超える改造は違反です。
 - 重たいマスト補強板を取付けると車両総重量が超過する。
 - 重たいアタッチメントを取付けると車両総重量が超過する。

●重たい増しウエイトを取付けると車両総重量が超過する。

保安基準不適合として
整備命令を受けることになります。

- (5) 保安基準内の改造や補強等であっても、車検証記載事項に変更がある場合は変更申請が必要です。

自動車検査証記載値より			
長さ	幅	高さ	重量
± 3cm	± 2cm	± 4cm	± 100kg

を超えて変わった場合は、
自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査が必要です。

関係法令

第5章 道路運送車両の検査等 (整備命令等)

第54条の2 地方運輸局長は、自動車（小型特殊自動車を除く。）が保安基準に適合しない状態にあり、かつ、その原因が自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為に起因するものと認められるときは、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。この場合において、地方運輸局長は、当該自動車の使用者に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は経路の

制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。

(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)

第67条 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、その事由があった日から十五日以内に、当該事項の変更について、国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければならない。ただし、その効力を失っている自動車検査証については、これに記入を受けるべき時期は、当該自動車を使用しようとする時とすることができる。

道路運送車両法抜粋

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

第3章 道路運送車両の保安基準

(自動車の構造)

第40条 自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- 1 長さ、幅及び高さ
- 2 最低地上高
- 3 車両総重量（車両重量、最大積載量及び五十五キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。）
- 4 車輪にかかる荷重
- 5 車輪にかかる荷重の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。）に対する割合
- 6 車輪にかかる荷重の車両総重量に対する割合
- 7 最大安定傾斜角度
- 8 最小回転半径
- 9 接地部及び接地圧

(自動車の装置)

第41条 自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- 1 原動機及び動力伝達装置
- 2 車輪及び車軸、そりその他の走行装置
- 3 操縦装置
- 4 制動装置
- 5 ばねその他の緩衝装置
- 6 燃料装置及び電気装置
- 7 車枠及び車体
- 8 連結装置
- 9 乗車装置及び物品積載装置
- 10 前面ガラスその他の窓ガラス
- 11 消音器その他の騒音防止装置
- 12 ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置
- 13 前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器
- 14 警音器その他の警報装置
- 15 方向指示器その他の指示装置
- 16 後写鏡、窓ふき器その他の視野を確保する装置
- 17 速度計、走行距離計その他の計器
- 18 消火器その他の防火装置
- 19 内圧容器及びその附属装置
- 20 その他政令で定める特に必要な自動車の装置

詳細は、国土交通省令道路運送車両の保安基準を参照してください。

第2条

第3条

第4条

第4条の2

第5条

第6条

第7条

第8条

第9条

第10条、第11条

第12条、第13条

第14条

第15条～第17条の2

第18条～第18条の2

第19条

第20条～第28条

第29条

第30条

第31条～第31条の2

第32条～第42条

第43条～第43条の4

第41条～第41条の3

第44条～第45条

第46条

第47条

第48条

(政令 令第6条)

お問い合わせ、ご相談は下記へどうぞ。

社団法人 日本産業車両協会

コマツユーティリティ株式会社

住友ナコ マテリアル ハンドリング株式会社

T C M株式会社

株式会社豊田自動織機

日産自動車株式会社

日本輸送機株式会社

三菱重工業株式会社